

第四十六回 参議院大蔵委員会會議録第二十四号

昭和三十三年三月三十一日(火曜日) 午後七時十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 新谷寅三郎君

理事 柴田 栄君

西川基五郎君

成瀬 幡治君

渋谷 邦彦君

天田 勝正君

大竹平八郎君

岡崎 真一君

川野 三曉君

栗原 祐幸君

佐野 廣君

津島 壽一君

林屋亀次郎君

日高 広為君

堀 末治君

柴谷 要君

木村禧八郎君

野々山一三君

鈴木 市藏君

田中 角榮君

大蔵大臣 齋藤 邦吉君

大蔵大臣官房長 谷村 裕君

大蔵省主計 中尾 博之君

大蔵省主計 相澤 英之君

大蔵省主計 泉 美之松君

大蔵省関税局長 佐々木庸一君

文部政務次官 八木 徹雄君

文部大臣官 安嶋 彌君

房会計課長 小林 行雄君

文部省大学 松野 孝一君

学術局長 齋藤 誠君

農林政務次官 齋藤 誠君

食糧庁長官 齋藤 誠君

運輸省目 木村 睦男君

自動車局長 尾之内由紀夫君

建設省道路局長 尾之内由紀夫君

事務局 坂入長太郎君

常任委員 坂入長太郎君

会専門員 坂入長太郎君

本日の會議に付した案件

○揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○自動車検査登録特別会計法(内閣提出、衆議院送付)

○国立学校特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案、関税法等の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、自動車検査登録特別会計法案、国立学校特別会計法案、以上五件を一括議題とし、質疑を続行いたします。

御質疑のある方は御発言願います。

木村禧八郎君 私は、揮発油税法と地方道路税法の一部改正案に対して質疑を行ないたいと思っておりますけれども、その前に、五法案一括してこれは審議することになっておりますが、この五法案のうち特に国立学校の特別会計法案につきましては、これは非常に重大な法案であります。いままで一般会計に計上されておつたのを、今度特別会計に移される。これについてはあとでまた質問いたしますけれども、これは普通の特別会計と違うわけですね。これは、一國が特定の事業を行う場合、それは、一國が特定の資金を保有してその運用を行う場合、第三は、その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合、この三つの場合に限り特別会計を設けることができる。で、この三つの場合について、「一國が特定の事業を行う場合」、たとえば事業特別会計あるいは保険特別会計等がございます。また、「特定の資金を保有してその運用を行う場合」ですね、これには物を管理する場合あるいは資金を管理する場合、いろいろございます。たとえば、いままで外為会計とかあるいはあへん特別会計とかいろいろございます。また、「その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」ですね、この場合に要がある場合ですね、この場合に、たとえば交付税及び譲与税配付金特別会計とか、あるいは国債整理基金特別会計とか、賠償等特殊債務処理特別会計とか、あるいは国有財産特殊整理資金特別会計とか、あるいは特定物資産付金処理特別会計とか、いろいろあるわけです。

で、具体的にこの特別会計を設けることができる場合を、それぞれ内容を検討してみますと、教育に関する特別会計と、あとはかの特別会計とは非常に違いますよ、これは教育というものは物じゃないのでございますからね。教育基本法に基づいて、教育の基本方針というものがございまして、教育の基本方針として、民主主義の原則に基づいて、そうしてほんとうに平和を愛し、ほんとうに人間を育てるといことが教育基本法の精神であります。したがって、普通の特別会計と違うわけですよ。質において違うわけですよ。質において違うわけです。したがって、この国立学校の特別会計を設けるにあたりましては、これは文教委員の方の意見を十分聞かなければならぬ。普通の特別会計と違うんです。また、教育者あるいは学者、そういう人たちの意見も十分聞く必要があると私は思うんです。普通の特別会計と違うんです、これは。ですから、いままで一般会計でこれは処理されておりました。特に国立大学あるいは教育関係については、特別な資金を持つことが

できることになってい。一般会計で特別な資金を持つ会計というものは少ないです。これは教育に関する国立大学については、従来特別会計でございましたから、その関係上、これを一般会計に移したので、この国立学校については一般会計において特にまた特別な資金を持つことができることになつてい。そういふふうになつてい。普通特別会計と非常に違う性質を持つておられますので、これは事教育に關するのございまして、本委員会ではこれを誤りなく、われわれ委員方は国民の代表として十分審議を尽くすために、文教委員会との連合審査、これはどうしても必要だと思つて、その手続は、それから、もう一つは、学者あるいは教育家を参考人として、その御意見を聞く必要もあるのではないかと。教育者の御意見を、やはり聞く必要があるのではないかと。そこで、この点につきましては、委員長におかれましては、理事会におきましてこの取り扱いですね、それを御相談していただきたい。そうでないと、この五法案のうち国立学校特別会計法についての審議に入り得ないと思つて、これはほかの法案と質が違ひますので、これをただ一括ここで審議するだけでは不十分でござい。また、国民に対するわれわれの責任も果たせない。そういうわけで、この国立学校特別会計法の審議にあたりましては、文教委員会との連合審査、それから参考人として教育者の御意見

要がある場合ですね、この場合に特別な資金を持つ会計と、あるいは国債整理基金特別会計とか、賠償等特殊債務処理特別会計とか、あるいは国有財産特殊整理資金特別会計とか、あるいは特定物資産付金処理特別会計とか、いろいろあるわけです。

を伺う、そういうことにつきまして、それをやらないうと、しかもこんな短時間で、お粗末な議論をするのでは、事教育に關するのございませうから、これは非常な重大な悪影響を将来に及ぼしては困りますので、その点は委員長におかれて理事会で——この揮発油税法の質問を終わりましたら、この取り扱ひについて理事会で御相談を願いたいと思ひますが、この点、委員長の御所見をまず伺つてから、具体的に揮発油税法の質問に入りたいと思ひます。

○委員長(新谷實三郎君) 木村委員からの御発言でございしますが、これはすでに先般審議に入つております。それから、そういう御意見も、ある意味ではごもっともだと思ひますけれども、実は文教委員長にも私からこういう問題について意見をただして、この問題に入る前に意見をただしてみたいわけですが、文教委員会におきましても合同審査のような要求は受けておられないというところでございましたので、この問題については本委員会におきまして十分御審議を願おうというところで今日まで来ています。したがって、まあお話がありましたから、後ほど理事会等で御意見の点は相談をしてけつこうだと思ひますけれども、最終段階で、非常に時間もないことであるから、この点は理事会の決定によるまして、あるいは御希望に沿えるか沿えないか、いまのところよくわかりません。とにかく御趣意の点は一応理事会で相談してみたいと思ひます。あとで相談してみたいと思ひます。

○成瀬備浩君 関連して、いま、委員長のほうから、文教委員長に対して連合審査等の問題について設問をされて、そうしてなかつたということ、あるきょうの時点ではなくて、私は、ある時間的にいへば、前の話だと思つておる。きょう私のほうが承知をしておる。きょう文教委員会において、わが党の点からその問題が文教委員会に持ち出されまして、結論が出ておられませんけれども、申し出があつたという事実、これはもう確かなことなんでしょうから、そういう点については、わが党の文教委員のほうから全然連絡がない、あるいはそういうふうなことにいつて議論をされなかつたというのじやなくて、十分なる意思表示があつたという点は委員長にこの際申し上げておきまして、後刻そういう問題については御相談を申し上げたいと思ひます。

○委員長(新谷實三郎君) 承知いたしました。後刻御相談いたしますから……私は、きょうはまだ文教委員長からは何らそういう要望を受けておられませんことを申し上げておきます。○木村福八郎君 後刻、私がいま要望した点につきまして、理事会で御相談されるというところでございますから、その点了承いたしますが、先ほど委員長が、文教委員長と話し合ひをした結果、文教委員会のほうからそういう申し出がないような、こちらの委員長と文教委員長と話し合ひをされた。それは初めていま私は伺つたものですか、あらためて私は御要望申し上げます。私、私のいまの要望の点につきまして、後刻理事会で御相談をしてくださるというところから、その点は了解いたしました。質問に入りたくと思ひます。

○政府委員(果美之松君) 目的税と申しますのは、御承知のとおり、一つの税金からある収入を一定の歳出目的のためにのみ使用する、これが目的税の意義であるかと存じます。そういう点からいいますと、地方道路税ににつきまして、それを道路財源にのみ使用するという規定があるわけでありませう。したがって、地方道路税と、それから同じような規定のございませう。軽油引取税は、明らかに目的税であると思つてございませう。

○政府委員(果美之松君) 目的税と申しますのは、御承知のとおり、一つの税金からある収入を一定の歳出目的のためにのみ使用する、これが目的税の意義であるかと存じます。そういう点からいいますと、地方道路税ににつきまして、それを道路財源にのみ使用するという規定があるわけでありませう。したがって、地方道路税と、それから同じような規定のございませう。軽油引取税は、明らかに目的税であると思つてございませう。

ただ、揮発油税につきましては、揮発油の税収と同額を道路整備財源として道路整備のために使うと申しておるのではありません。揮発油の税収を道路整備のために使うと申しておるのではありません。揮発油の税収を道路整備のために使うと申しておるのではありません。揮発油の税収を道路整備のために使うと申しておるのではありません。

○木村福八郎君 どういうわけか、そういうややこしい解釈をしなければならぬのですか。主税局長は目的税といふものについてどういふふうにお考えか。ですから、いまの御答弁ですと、揮発油税は一般財源に入れるわけであつて、それを道路に使うときは、揮発油税として一般財源に入つた金であるか、あるいは所得税として入つた金であるか、それはわからぬのですよ。とにかく

く一般財源の中からこれを使う、こういうことですね。それで、なぜややこしい解釈をしなければならぬのか。それはやはり、目的税といふものに對して、政府は目的税として都合が悪いからそういう解釈にするのではないか。これは目的税は私に反對であります。目的税、目的税でみんなやられたら、どうなつてきますか。教育税だ、社会保障税だ、みんなこうなつたら、非常に混乱して行くと思ひます。したがって、政府としては、目的税として規定することは、税制の中にたとへば特別とん税とか、あるいは地方税には都市計画税とかございませうが、しかし、国の一般会計の財源に目的税的なそういう税制を織り込むことは、これは都合が悪い。全体の税制の立場から考へてそういう解釈をされているのではないかと思つてございませう。この点について私はどうもよくわからぬのですが、これは揮発油税を設けるときに非常に問題になつたわけですから、その点について、一般の人にわかりやすく説明していただきたい。

○木村福八郎君 どういうわけか、そういうややこしい解釈をしなければならぬのですか。主税局長は目的税といふものについてどういふふうにお考えか。ですから、いまの御答弁ですと、揮発油税は一般財源に入れるわけであつて、それを道路に使うときは、揮発油税として一般財源に入つた金であるか、あるいは所得税として入つた金であるか、それはわからぬのですよ。とにかく

○政府委員(果美之松君) 目的税と申しますのは、御承知のとおり、一つの税金からある収入を一定の歳出目的のためにのみ使用する、これが目的税の意義であるかと存じます。そういう点からいいますと、地方道路税ににつきまして、それを道路財源にのみ使用するという規定があるわけでありませう。したがって、地方道路税と、それから同じような規定のございませう。軽油引取税は、明らかに目的税であると思つてございませう。

く一般財源の中からこれを使う、こういうことですね。それで、なぜややこしい解釈をしなければならぬのか。それはやはり、目的税といふものに對して、政府は目的税として都合が悪いからそういう解釈にするのではないか。これは目的税は私に反對であります。目的税、目的税でみんなやられたら、どうなつてきますか。教育税だ、社会保障税だ、みんなこうなつたら、非常に混乱して行くと思ひます。したがって、政府としては、目的税として規定することは、税制の中にたとへば特別とん税とか、あるいは地方税には都市計画税とかございませうが、しかし、国の一般会計の財源に目的税的なそういう税制を織り込むことは、これは都合が悪い。全体の税制の立場から考へてそういう解釈をされているのではないかと思つてございませう。この点について私はどうもよくわからぬのですが、これは揮発油税を設けるときに非常に問題になつたわけですから、その点について、一般の人にわかりやすく説明していただきたい。

○木村福八郎君 どういうわけか、そういうややこしい解釈をしなければならぬのですか。主税局長は目的税といふものについてどういふふうにお考えか。ですから、いまの御答弁ですと、揮発油税は一般財源に入れるわけであつて、それを道路に使うときは、揮発油税として一般財源に入つた金であるか、あるいは所得税として入つた金であるか、それはわからぬのですよ。とにかく

○政府委員(果美之松君) 目的税と申しますのは、御承知のとおり、一つの税金からある収入を一定の歳出目的のためにのみ使用する、これが目的税の意義であるかと存じます。そういう点からいいますと、地方道路税ににつきまして、それを道路財源にのみ使用するという規定があるわけでありませう。したがって、地方道路税と、それから同じような規定のございませう。軽油引取税は、明らかに目的税であると思つてございませう。

税ではないといったら、そういうようにはつきりなったら、これは増税ではないか、そういう論理にならざるを得ないじゃないか。いままででは目的税だから別だと言っていた。ところが、目的税ではないという。だから、当然これは二千億以上の公約減税の中から差し引いて、特別とん税と軽油引取税は一応除外してもいいです。これについても異論はございますけれど、除外してもいいですが、いずれにしても、四百三十四億の揮発油税の増税については、これは明らかに二千億以上の公約減税の中から引いてかかるべきではないかと思うのですが、その点、一応御答弁を願いたいと思いま

す。

○政府委員(泉美之松君) 目的税につきましては、たゞいま木村委員の御発言のとおり、財政当局者といましては、目的税を設けることによりまして財政全般の弾力性が失われることになりまして、したがって、財政当局者といましては、できるだけ目的税というものは避けたい。そうして一般会計の歳入全体の中で歳出をどのようににあげたいか、毎年毎年検討していくべきであって、特定の目的税を設けて、それによる収入は一定目的にのみ使用しないということにいたしません、どういたしましても財政の弾力性が失われますので、そういうことは財政上好ましくないといふ考え方を持っているのでございます。ところで、揮発油税につきましては、御承知のとおり、昭和二十九年に揮発油税が道路整備の財源として使用されるといふ問題が起きました際に、非常な論議があったわけでございま

す。このときに目的税にせよという論議もございましたし、また目的税にすべきでないという議論もございました。現在の姿は、その妥協といまして、結局、揮発油税の収入は一般会計に入れられるけれども、その一般会計の歳入の中で揮発油税に相当する金額をもって道路整備財源に充てるということをしていただいております。したがって、本年国税、地方税を通じまして、平年度二千二百五十六億の減税を行なうということになっておりますが、国民負担の見地から申し上げますと、もちろん二千二百五十六億から揮発油税及び地方道路税並びに軽油引取税の増徴分の平年度分を差し引いて、減税額というものを言うのが妥当でございます。

ただ、大蔵大臣が申し上げましたのは、揮発油税、地方道路税、あるいは軽油引取税の増税というのは、必ずしも国民全般の負担になるというものはなくて、自動車等を使用する特定の人の負担になるのであるから、必ずしも一般国民全般の負担として考えなくてもいいのではないかと申すのでございませぬ。しかしながら、国民所得に対する租税負担率といったようなものを考えます場合には、当然それを入れて考えるべきでございます。したがって、まあ国民全般の負担にならない自動車等を使用する特定の人の負担になるという意味では、差し引いて離すこともあるいは可能かと思ひますけれども、国民の負担という点に、たとえまあ国民の一部とは言えませんが、相当多数の人が揮発油税あるいは軽油引取税の増徴の影響を受けるわけでござ

いますから、したがって、それはその影響として見るべきであらうと思ひます。

ただ、先ほど木村委員が言われましたように、揮発油税につきましては、この三十八年度に比しまして、三十九年度は四百三十五億円の増収、それから地方道路税につきましては七十九億円の増収を見込んでおりますけれども、それらすべてが増税というものは当たらぬと思うのでありまして、これは消費量がふえることによつて増収になる分がございまして、敵密にはやはり今回の増徴による増収分、つまり百八十二億三千四百万円と三十三億一千五百万円のみを増徴分による負担と見るべきでございます。消費がふえることによる分はこれは増税と見るべきではないと存じます。

○木村禮八郎君 そうしますと、今次税制改正による増収見込み分百八十二億です、それは揮発油税です、それから、地方道路税の分は七十八億のうち幾らですか。  
○政府委員(泉美之松君) 三十三億一千五百万円です。  
○木村禮八郎君 三十三億一千五百万円です。  
○政府委員(泉美之松君) 軽油引取税につきましては、平年度九十八億、初年度八十七億でございます。  
○木村禮八郎君 その九十八億というのは、これは増徴分ですか、税制改正による増収見込み分でございますか。  
○政府委員(泉美之松君) さようでございませぬ。税制改正による増徴分でございます。

○政府委員(泉美之松君) さようでございませぬ。税制改正による増徴分でございます。

○木村禮八郎君 そうすると、三百三億が増税、まあ増収分です、つまり増税と見ていいわけですか。  
○政府委員(泉美之松君) 正確に申し上げますと、本年度の税制改正によりましては、先ほど申し上げましたように、国税、地方税を通じまして二千二百五十六億でございますが、そこから揮発油税及び地方道路税の平年度増収額、これが揮発油税で二百四十四億五千万円、それから……

○木村禮八郎君 さっきの百八十二億というのは初年度ですか、いま平年度と言われましたね。平年度の揮発油税の増収分……  
○政府委員(泉美之松君) 先ほど申し上げましたように、平年度分が二百四十四億五千万円でございます。それから、地方道路税の平年度分が三十九億でございます。合わせました分を差し引きますと……。それから、そのほか軽油引取税が先ほど申し上げました平年度九十八億、それから特別とん税十四億でございます。それらを全部差し引きますと、純減税額は平年度額で千九百一十一億になるわけでありませぬ。それから、初年度で申し上げますと、国税、地方税を通じました初年度の総減税額は千四百九十八億でございますが、それから揮発油税の百八十二億と、地方道路税の三十三億、軽油引取

税の八十七億、特別とん税の増徴十四億、これらを合計したものを差し引きますと、純減税額は千九百九十七億、こうなるのでございませぬ。

○政府委員(泉美之松君) 国民所得に対する租税負担率二・二％を計算い

○政府委員(泉美之松君) 国民所得に対する租税負担率二・二％を計算い

たしますときには、先ほど申し上げました税制改正による増徴のみならず、先ほど申し上げました消費量の増加によるところの揮発油税、あるいは地方道路税、あるいは軽油引取税の増収も全部含めまして計算いたしませんといけませんので、これは国税の全体の取入額、それから地方税全体の取入額、それに御承知のたばこ専売益金を加えまして、国民所得に対する租税負担率を計算いたしておるのであります。

○木村福八郎君 その点はわかりました。もう一つ、主税局長に伺いたいのは、実質的な減税というものをどういうふうにお考えかということですね。実質的な減税というものは、物価が上がり、名目的な所得がふえる、そのためにまあ累進課税がかかったり等で、自然増収が見込まれるわけですね。そういう場合に——私はこの前予算委員会でもやりましたので、六千八百二十六億の自然増収のうちには、物価値上がりの場合の名目所得の増加による自然増収がある。これを三割と見る。これは三十八年度の税制調査会の答申のときに、大体三割程度見るべきだということですね。これは所得税についてです。ですから、所得税については三十九年度は約二千億ですね、その三割といえれば六百億でしょう。六百億というものが名目所得の増加による自然増収だ、こう見てよろしいですか。

○政府委員(泉美之松君) せんだって予算委員会でも申し上げましたように、所得が上がり、また消費者物価が上がる、その場合に税負担ももちろん上がるわけですが、それを減税によって調整をした場合、この関係

をどういうふうに考えるべきか、これはいろいろ問題があるところだと思っておりますが、私もどなたかと思つては、国民の名目所得が上がりまして、国民の名目所得が上がりまして、所得税は名目所得に課税されますから、それだけ税負担は累進構造によって上がるわけでありませんが、しかし、それを実質所得に置きかえまして見た場合の実質所得の伸び、この実質所得の伸びに対応するところの税負担の増加、これはまあ実質所得がそれだけふえるわけでありまして、それは当然のこととして、がまんとしたかたかなければいけない。しかし、その名目所得に課税されるためには、実質所得がふえるのに対応してふえる税負担分以上にふえる分については、これは減税によって調整すべきであります。したがって、また、減税したという場合におきましても、その実質所得がふえるのに対応して税負担がふえるところまでの調整部分の減税は、これは調整減税である。実質的な負担の減税ではない。それ以上に減税する場合に初めて実質的な減税である、このように考えておるのであります。

○政府委員(泉美之松君) せんだって予算委員会でも申し上げましたように、所得が上がり、また消費者物価が上がる、その場合に税負担ももちろん上がるわけですが、それを減税によって調整をした場合、この関係

ただ、その際申し上げましたように、国民の所得階層の違い、それから世帯構造の違い、また所得のふえ方の違い、これによりまして、一がいにどれだけが実質減税であり、どれだけが調整減税であるというのを申し上げることは、なかなかむずかしいということをお聞きしたのでございます。三十八年度の税制改正についての税制調査会の答申のときに、お話のように、所得税の増収分のうち三〇%ぐらゐはそういうものがあるということを一応

表明したのでございます。その後、この三〇%という論議についてはいろいろ問題があるのではないかと、いろいろな論議がいろいろございまして、したがって、三十九年度の税制改正の際におきましては、その点についてはあまり強く発言しないこととしたのでございます。しかし、事柄としましては、私が先ほど申し上げましたように、個々の所得階層、世帯構造によって違ひましようけれども、所得税の減税を行なう場合におきまして、調整的減税の部分と実質的減税の部分とは十分区別して考えなければならぬと思つております。それから、私どもとしては、でき得べくんば統計的によつて測定すべきかということの検討をいたしたいと思つております。ただ、お話しした三〇%という数字は、いかにも大ざっぱな数字でございまして、もう少し精密な検討を遂げた上でないと、どの程度が調整的減税であり、どの程度が実質的減税であるかということには正確に申し上げかねるのでございます。

○木村福八郎君 非常に明快になりました。主税局長のお話で、ですから、国民がほんとうに減税として要求しているのは、このいわゆる物価調整の減税ではないのであります。もし物価調整の減税をやらなかったら増税になるわけですよ。ですから、物価調整を除いた分の実質減税を要求しているわけですね。ですから、今後非常にそれを区別することは困難かもしれませんが、具体的に数字で、しかし、これをぜひやらなければいけないと思つたのです。それでなければ、たとえば商品を

○政府委員(泉美之松君) 三十八年度予算の際におきましては、三十七年度の当初予算に対しまして千九百七十三億の自然増収を見込んだのでございまして、

○政府委員(泉美之松君) 三十八年度予算の際におきましては、三十七年度の当初予算に対しまして千九百七十三億の自然増収を見込んだのでございまして、

○政府委員(泉美之松君) 三十八年度予算の際におきましては、三十七年度の当初予算に対しまして千九百七十三億の自然増収を見込んだのでございまして、

○政府委員(泉美之松君) 三十八年度予算の際におきましては、三十七年度の当初予算に対しまして千九百七十三億の自然増収を見込んだのでございまして、

○政府委員(泉美之松君) これは初年度五百九十億でございまして、平年度額は、これはもつとも、いろいろ、租税特別措置を含めての話でございまして、平年度六百六十八億でございまして、

○政府委員(泉美之松君) お話のように、私がお話いたしましたように、まず第一に問題になるのは、三〇%という数字だと思つて、これはわれわれのほうにおきましても、あの当時でできるだけ所得税の一般減税を行ないたいのであって、特別措置による減税は好ましくないという気持ちがございます。で、頭く所得税の減税の必要を力説いたしました点がございまして、

○政府委員(泉美之松君) さようでございます。三〇%という点につきましては、先ほど申し上げましたように所得の構成、それから世帯構成、所得の増加の違いによりまして、著しく違ひまして、必ずしも三〇%という数字

をすべての場合に適用することはむずかしいのではないかと思います。

ただ、かりに三〇%という数字をお使いになるとして、その場合比較すべきは平年度の数字であるべきでありまして、初年度の数字では、減税の規模というものは、いつから減税を行なうかによって動きます。それはやはり平年度の数字で見ると、三十九年度にすぎません。御承知のとおり、所得税の減税の平年度化した金額は七百四十五億円でございまして、したがって、木村委員のおっしゃる通りに五十五億ということは当たらないと思うのでございまして。ただ、三〇%という数字を一度出したものでございまして、それを前提とすると言われますと、はなはだ弱いのではございませんか、三〇%の数字というものは、そういう意味ではいろいろ問題のある数字でございまして。私ももといたしましては、今後、税制調査会におきまして、先ほど申し上げましたように、減税の、調整的減税と実質的減税とを区分すべきだという見地からいたしまして、こういって数字について検討したいと思っております。どうか、それまではあまり三〇%という数字はお使いただかないようにお願いしたいと思っております。

○木村福八郎君 税制調査会の答申でも、三〇%が絶対に正しいとは答申しておりません。私も、その点は、多少計数に狂いがあるという事は知っております。ですから、これはあの算定のかたでございまして、あれでいいかどうか、これも疑問に思うのですけれども、しかし、問題意識はいま私

言ったようなことでなければならぬと思うのです。

かりに平年度でいたしますと、七百四十五億減税としても、これからさっきお話ししたような名目的な物価調整減はやはり、実質減税を考えると、そこには、差を引いて考えるべきである。そうなりますと、政府は減税減税と国民に言う場合に、実質減税で言っているのか、あるいは名目減税で言っているのか、とにかく実質減税と名目減税をこっちゃんとして言っているわけですよ。だから、二千億以上の減税といつても、その減税によってほんとうに家計が軽くなると、こういうものではない。たとえば二千五百億といつても、二千億以上といつても、二千億以上がそれだけ実質減税ではない。そうでしょう。そういうふうな理解すべきでしょう。その何%かは実質減税の分はあると見てもいいのです。でありますか、そこにそういう物価調整分の減税と減税とを区別するのです。これは物価調整と出すべきですよ、こっちは減税と。こうならばつきりします。いかがですか、この点について。

○政府委員(泉美之松君) お話の御趣旨はよくわかるのでございます。私どもとしましては、減税という場合、木村委員御承知のとおり、法律用語によるところの減税と申しますのは、現行法を改正することによって生ずるところの減収額を減税と呼ぶことになつて、これは法律的にはそれが正しいと思つてございまして。ただ、法律的にだけ考えるのは適当でないので、こと

に税と云つたようなものは経済的に見なければ意味がないと思うのでございまして。その意味では、木村委員のおっしゃるとおり、減税と法律上の意味でいう減税額の中に、実質的に負担の軽減になるものと物価の上昇を調整するものとの区別を考へて、これを区別して考えなければならぬと思つてございまして。

ただ、わが国の消費者物価の騰貴がここ三年ほど非常に高いために、こういう論議があるのでございまして、これも、それほど消費者物価の上がつておられない諸外国におきましては、別にそれほど実質減税、調整減税といった区別をしないで論議しておるとは見受けません。しかし、いまお話しのように、最近のように消費者物価が六%をこして騰貴しておる状況におきまして、税負担の問題を考へる場合におきまして、そういう問題意識をもつて、どこまでが物価の調整であり、どこまで以上が実質的な減税か、これは考慮しておかなければならないものと考えられてございまして。したがって、用語を使います場合に、法律の意味で減税というのか、しかも、その経済的意味で減税という場合に、物価の調整をどういふふうにか考へるか、こういう点を考へていかなければならないと思つてございまして。私どももいたしまして、今後そういう点について税制調査会の審議をもつてこまかくやっ

ていきたいと思います。かように考へておるのでございまして。

○木村福八郎君 今後ぜひそういうふうにしていただきたいと思つて、日本の三十八年度に物価調整とい

う考へ方を取り入れたことは、これはほくは正しいと思つて、それは物価があまり急激に上がり出したから……。税制調査会が物価調整といふことを言ひ出さなければ、あれを国民ははつきりせぬわけですよ。政党が減税という場合、かなり私は言ひ方が無責任だと思つて、国民はよく実態を知つていないのです。それに

ついでには、今後は自民党が減税という場合には、ちゃんと実質減税と明らかにして減税しなせんと、選挙のとき二千億減税と言つたつて、科学的に十分調査をしていけば、実質減税といふものは二千億じゃないのですよ。まあさつきの揮発油税等もございまして。そういうものを差引いていくと、これはもうはるかにわずかな減税になつてしまふ、こういうことになる。

しかも、これは私はあまり批判するのは好まないですけれども、先ほど本会議で草葉隆圓氏が、三十九年度予算の賛成討論をするときにああいうことをおっしゃらなければ、私は申さないのですけれども、たとえば夫婦子供三人の場合ですね、今度の最低課税限四十八万幾らになった、非常に減税をしたというふうなことを言つておられるのですが、しかしながら、実際に見ますと、第一に夫婦子供三人でたとえば五十万円の所得の人が幾ら減税になるか、二千九百十七円の減税です。二千九百十七円の減税に対して、消費者物価が四・二%上がつて家計負担がふえれば、まあ五十万円全部が家計負担ではないでしよう、そのうち二割ぐらゐは貯蓄とかなんかに向けられるとして、四十八万円としても、その

上家計費がかさむわけですよ。一万六千円以上家計費がかさむのに、減税は二千九百十七円です。これで減税されたといつたつて、ほんとうに家計は楽にならない。こういうことになるなら、むしろ減税なんかしてむしろより物価を上げないようになつたらうが、家計としては楽であるということも起ります。

第二には、夫婦子供三人の場合の最低課税限ですね、四十八万幾ら。その場合に、いわゆる最低生活費ですね、最低生活費を今度は四・二%物価が上がつた場合の計算をすれば、私は主税局に計算してもらいましたが、最低生活費にまた税金が食ひ込むことになつて、そうすると、物価調整による最低課税限の引き上げは、三十八年度に物価が上がつて生活費が上がつた分を調整してあるので、三十九年度の消費者物価の値上がりによる家計費の負担については、これは調整していな

い。これはおそろく来年度やるのでしよう。そうすると、みんなあとから追っかけていくと、こういう形になつていく。それは独身の場合は違ひますよ。少なくとも夫婦子供三人の場合は、そうです、はつきりいへば、もうここに数字ございまして、時間取りますから、これはもう主税局から私は計算してもらいましたので、それはもう主税局長さんよく御存じなはずですよ。どのくらいになりますか、五、六千円や

ざると思う。そういうことはあまり申したくないけれども、ああいうことを言われておるから、事態をはっきりさせたのです。

問題は、やはりこういう委員会です。問題は、やはりこういふ委員会です。味で質問しているのですが、主税局長、いかがですか。

○政府委員(泉美之松君) お話のように、給与所得者で年収五十万円の場合におきまして、これは木村委員の仰せとちよつと違いますけれども、いずれにしても、平年分二千七百二十円、初年度は二千五百二十円軽減になるのでございませぬ。ただ、私どももいたしましては、物価がかりに三十九年度に四・二%騰貴するといはれました場合、それを全部所得税の減税によつてカバーすることはむずかしいのではないかと。結局、所得税の増取の中にも見ておられますように、賃金の増加があるわけでございます。したがつて、物価の上昇は相当程度賃金の上昇によつてカバーされるべきものでありまして、それを、二千七百円しか所得税の減税がでない、それでは消費者物価の上昇による影響で生活が著しく苦しくなるというの、私はむずかしい話でありまして、そういうことはちよつと税の減税ではできないことでございます。やはり賃金がある程度上がることによつて、初めて物価騰貴による生計費に及ぼす影響を救ふことができるのであります。問題はそういうことで、所得が増加する場合には、名目所得に対して税が課税されますから、先ほど申し上げましたように、名目所得が増加し、消費者物価が上昇する、その場合に、実質所得の増加に対応する程度以上に

税負担を軽減することが望ましいといふだけでありまして、物価騰貴による生計費に及ぼす影響を全部減税によつてカバーするということは、私はなかなかできないことだと思つております。したがつて、やはりそれは所得の増加とそれに対応するところの——名目所得の増加とそれを基づくところの実質所得の増加、これを考えながらどういふふうな減税をやつていくかというところが一番大切なのではないかと思つております。

○木村禮八郎君 そう言われますと、私また今度は賃金と物価の問題について質問しなければならぬのですけれどもね。これはもう非常にむずかしい問題です。だから、物価が上がつて生計費がかさむと、それは賃上げによつて、所得の増加によつてカバーすべき部分はあると。全部減税によつてカバーするのはなかなか困難ですからね。しかし、実態は、私が予算委員会申し上げましたが、昭和三十年から三十八年の物価と賃金の関係を調べてみますとね、消費者物価は一%上がった場合、賃金は〇・四%しか上がつていないのです。私がこういふふうに申しましたら、これは企画庁長官は、毎月勤労統計と消費者物価指数を持つてきて比べて、賃金の上昇率のほうが物価騰貴率より多いのじゃないかと、こういう答弁をしたのです。こんなお粗末な答弁はないと私言つたんですがね。それは賃金上がる場合、きょうは山本君も討論しましたが、三つ原因がありまます。生産性が向上する場合と、失業率が低下する場合、失業率が多くなりますと、賃金は下がります。失業率一ふえる場合に賃金が〇・三分くらい

下がるのですよ、失業多くなると。そういう調査があるのですよ。そこで、生産性と物価と失業率、こういうものを総合してやると、これは三十年から三十八年までの実態を調査すると、消費者物価が一%上がったとき賃金は〇・四%しか上がつていないのです。賃金がそれ以上上がったら、消費者物価以上に上がったのは生産性が上がったこと、それからもう一つは失業率が低下したという点にあるのですよ。

ですから、そういう場合、やはり物価騰貴については、生計費のかさむのを所得の増加によつてカバーせよといふのは、それはその部分はカバーできているとすれば、それは生産性の向上とか失業率の低下によつてカバーできているのですから、私は物価調整という場合は、やはり物価騰貴による家計費の負担、かさむ分くらいはやはり税金で調整すべきだと、そう思います。ことに全部は無理としても、最低課税限、あるいは最低生活費くらいは引き上げるべきだと。だから、夫婦子供三人の場合、最低生活費に食い込むような課税はすべきじゃないと。この点はどうなんですか。少なくともそこまで調整すべきである。

○政府委員(泉美之松君) お話のように、所得税は、これは応能負担の最も典型的な税といはしまして、できるだけ最低生活費に食い込まないようにするといふことは、これはもう当然のことであろうと思つております。ただ、問題は、それでは最低生活費といふものをいかにして算定するか。これがまあ技術上の非常にむずかしい問題であることは、木村委員も御承知のと

おりであります。私どももマーケット・バスケット方式によりまして算出したしておりますが、これは必ずしも最低生活費ではなくて、基準生計費であるといふふうな考えております。しかし、これについてももちろんいろいろの御批判のあることは、いろいろと承つておるのでございます。しかし、そういう意味で、その課税最低限度をできるだけ引き上げるようにつとめるべきだといふことは考えておるのでございませぬ。

ただ、これは木村委員も御承知だろうと思つておりますが、世帯別の私どもが算出したしておりますマーケット・バスケット方式による標準生計費の場合におきまして、課税最低限と比較いたしますと、他の世帯では問題がないのでございませぬが、夫婦子供三人の標準世帯のと申しますのは、他の世帯のところでは課税最低限と標準生計費との開きが四、五万円あるわけでございます。したがつて、多少消費者物価の騰貴の影響がありまして、これはその開きによつて救われるわけでございます。ただ標準世帯の場合だけは、その開きがきわめて少ない。そこで、標準世帯のときのことを検討いたしました。少ないかといふことを検討いたしました。今、満十三歳以上の扶養親族についての控除を五万円にいたしまして、そのところをある程度救つたといふことにいたしました。ございませぬが、それでもなおかつ、まだ不十分でございます。これは結局、そういう夫婦子供三人の標準世帯のところでは、まあ家族構成自体にもいろいろ問題がござい

ますし、それに対応する所得税の人的控除のあり方、これはこの間配偶者控除についての御意見がございましたが、そういう点も含めていろいろの問題が含まれているものと思つてございませぬ。したがつて、そういう他の世帯と違った問題が、標準世帯について他の世帯と違った問題が生ずるのは、何に原因があるか、これを今後探究いたしまして、その問題を解決するようにつとめたい、かように考えておるのでございませぬ。

○木村禮八郎君 もう本年度は税法も上がつてしまいましたが、もう間に合わないと思つておりますが、次に、現在考へる場合、特に子供の多い場合、ですから扶養控除ですね、扶養控除については、子供の多い人については特に私は考慮の必要があるのではないかと。これは何回も申しましたが、この点、この次のあれには十分思ひ切つて引き上げる必要があるのではないかと。大体四十八万円くらいというの低いのですよ。六十万円くらいにできませんか、この次に。

○政府委員(泉美之松君) 標準世帯の課税最低限をどのようにすべきか、いろいろ検討はもちろんです。お話をよく、標準世帯について課税最低限を六十万円にいたそうと思つて計算いたしますと、所得税の減税額が今回提出されましたのを含めまして、一千八百億減税財源が要することになるのでございませぬ。そういう検討はもちろんです。そういう検討は、全体の減税財源との関係からいたしまして、今回はこの程度にとどめるを得なかつたわけでございます。

六



食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○鈴木市蔵君 私、日本共産党を代表して、この法案に反対をいたします。

反対の根本的理由を簡単に一言だけ申し述べます。この法案は、日本の飼料政策の完全な自主性の放棄という点で、重大な性格を持っています。政府は、日本の麦作を制限し、アメリカ麦の大量な輸入を行ない、アメリカに対して飼料市場の占拠を許すということをあえて行おうとしております。そしてこのことは、開放経済体制下のいわゆる国際分業という口実を設けて、飼料の国内における自給自足の体制を投げ捨てたのであり、このことは畜産酪農農民に深刻な影響を与えることになるとは違ひありません。そうして、これらの犠牲において、アメリカとくるにわたった独占的な日本商社の利益を保障しようとするものであります。以上を反対の根本的な理由とします。

○天田勝正君 私は、本法案に賛成をいたします。

質のものでありますから、初めより本来は別にすべきものであったのであります。さらに、最近飼料の輸入が増大いたしました。農産物価格安定制度の中の比重は、むしろ本来のそれよりも高まってまいりました。そういうことから会計区分を明らかにしようとするのであります。むしろ当然のこととをここに明定するというのであります。ただし、質疑の過程を通じて、ここに注意を喚起しておかなければなりません問題は、わが国の輸入食糧、また飼料にいたしても、その輸送の船舶は、実に八〇%をこえる外船を使用しております。このことは、大國かつ豊かな國であります。アメリカさえも、バイ・アメリカン、シップ・アメリカンを実現しておる際に、わが国のごとく最も外貨を大切にしなければならぬに於いて自国の船を使わぬというに至っては、全く驚くほかはないのでございます。およそ各國に私どもが参りしても、外貨の節約あるいは外貨の獲得ということにつきましても、かなりの無理をいたしてもこれを行なっておるのでございまして、しかるに、本委員会における質疑を通じて見ますならば、食糧当局においては、今日まで何らこれが改善することなく、さらに残念なことは、今後も改善の意図は見られないというのであります。幸いにしまして、大蔵大臣の答弁は私の意見に同調される旨が答えられ、かつはまた、委員長におかれても、この問題をさらに国政調査において取り上げられる旨を申されましたので、私は今後これらの

審議を通じてこの問題の解決に資したいと存じております。

○委員長(新谷寅三郎君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案を問題に供します。本法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷寅三郎君) 多数と認めます。よって、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後十時二十二分散会